

都歯科医師会「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成 11 年 6 月 28 日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う歯科医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区歯科医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

また、発災後には、被害状況の把握に努め、乙と必要な調整を行う。

3 乙は、前項の定めによる区市町村の歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、地区歯科医師会と必要な調整を行うとともに、発災時に迅速な連携が図れるよう、大学病院等と必要な調整を行う。

また、発災後には、被災地の歯科診療所の状況を含めた歯科医療に関する情報の把握に努め、甲と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第 2 条 乙は、災害対策基本法第 6 条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（歯科医療救護班の派遣）

第 3 条 甲は、下記の歯科医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請する。

（1）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における歯科医療救護活動

（2）災害対策基本法第 8 条第 2 項 12 号による相互応援協定若しくは同法第 74 条第 1 項に基づく要請又は災害救助法第 14 条に基づく指示があった場合等の東京都外における歯科医療救護活動

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき歯科医療救護班を編成し、派遣する。

3 第 1 項の定めによる歯科医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（1）歯科医師（必須） 1 名

（2）歯科衛生士又は歯科技工士 1 名

（3）その他事務補助 1 名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

4 歯科医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（歯科医療救護班の活動場所）

第 4 条 歯科医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、歯科医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の業務等）

第 5 条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージの協力

- (2) 歯科医療を要する傷病者等に対する応急処置、歯科治療及び衛生指導
- (3) 歯科に関する傷病者の収容医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定への協力
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

2 歯科医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の歯科医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

3 甲及び乙は、歯科医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、歯科医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

(1) 東京都内における歯科医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。

(2) 東京都外における歯科医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。

2 歯科医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。

3 甲は、必要に応じて、歯科医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、歯科医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(歯科医療救護班の移動等)

第7条 歯科医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

(1) 東京都内における歯科医療救護活動の場合、歯科医療救護班自らが確保する。

(2) 東京都外における歯科医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は歯科医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難しい場合は、甲乙協議の上、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。

(1) 東京都内における歯科医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、歯科医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(2) 東京都外における歯科医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、歯科医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除き、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 歯科医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

(3) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(4) 歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、(2)の近接地(職員の旅費に関する条例第2条第3項に規定する近接地を指す。)における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

2 歯科医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において歯科医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

(協議会への参画)

第12条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に1年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池百合子

乙 東京都千代田区九段北四丁目1番20号
公益社団法人東京都歯科医師会
会長 山崎一男